

社会教育施設等の整備について

1 整備の趣旨

第2期芽室町社会教育推進中期計画（R5-8）及び社会体育施設再整備構想（R2.1策定）に基づき、社会教育施設等の整備を計画的に進めている。

なお、経年劣化や突発的な故障・破損等については、適宜、緊急修繕等により迅速、的確に対応し、各施設の利用者に対して行政サービスの低下や停滞とならないよう安定的な維持に努めるものである。

2 整備の根拠（※関係部分抜粋）

（1）第2期芽室町社会教育推進中期計画（計画期間：令和5～8年度）

第3章 計画実現のための体制

第1節 学びの基礎づくり

（3）学びの拠点となる施設の充実

《施策の方向性》

中央公民館や図書館などの社会教育施設、総合体育館などの社会体育施設は学習活動の拠点であることから、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した各種講座や各種スポーツ教室、団体や個人などの施設利用者が安全に活動できるよう、施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。

また、老朽化が進む各社会教育施設の長寿命化の推進、施設更新や機能の見直し及び社会体育施設再整備構想を踏まえ、温水プール跡地利用等の在り方を含めた、体育館周辺の整備方針を決定します。

（2）社会体育施設再整備構想（令和2年1月策定～令和8年度）

第2章 社会体育施設再整備構想の基本方針

1 施設整備にあたっての基本的な考え方

社会体育施設を取り巻く環境の変化は、少子化の進展による児童や生徒等の子ども世代の減少に伴うスポーツ活動の変化や、高齢社会の到来に伴う健康増進や健康長寿志向によるスポーツ活動の拡大など、今後さらに多様化するニーズに対する施設機能の整備が求められます。

また、町民誰もが利用できる社会体育施設において、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応など、安全・安心につながる環境整備が重要であるとともに、災害時の避難所となる施設の充実や災害対応などの防災施設としての役割も求められます。

このことから、施設ごとの利用状況や老朽化の実態を踏まえ、競技別の機能を備えた適正な施設数や災害時の避難施設としての機能など、様々な視点により将来に向けた施設整備の方向性を定め、施設の持つ特性に応じた整備を進めていきます。

2 基本方針

- 1) 施設整備優先度の明確化
- 2) 安全・安心な施設整備
- 3) 経済的な施設整備と安定的な施設運営

3 今後の整備予定施設 資料 8-2

(1) 令和7年度実施（実施済及び予定）

- ア 中央公民館
- イ 健康プラザ
- ウ 総合体育館

(2) 令和8年度実施予定

- ア 中央公民館
- イ 健康プラザ
- ウ 芽室公園運動広場

(3) 令和9年度以降実施見込み

- ア 健康プラザ
- イ 図書館
- ウ ふるさと歴史館